

令和5年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月23日（水） 9時55分～10時40分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 中村 玲子 西川 昇吾 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 葛山真由美 佐橋 洋一 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

4 議題

- (1) 令和5年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

5 開会

(指導官)

定刻より少し早いのですが、令和5年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、全員ご出席していただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており本会議有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長からご挨拶を申し上げます。

(局長)

本日もお忙しい中、第5回目の三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先般の審議会におきまして、1時間973円というご答申をいただきまして、委員の皆様には、大変お忙しい中、色々ご尽力をいただきまして、改めてこの場で感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日は、提出されました異議申出につきまして、当審議会のご意見を求める諮問について、審議をお願いできればということで考えております。

まだまだ、残暑厳しい中、暑い日が続きます。健康にはご留意をいただきまして、この後、予定されております特定（産業別）最低賃金の改正等につきましても、引き続きよろしくお祈りを申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(指導官)

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行っていただくことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 令和5年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

(会 長)

皆様には、今月2回目にあたります前回の本審に引き続きまして、ご多用の中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

先程、局長のお話にもありましたように、まだまだ暑い日が続いておりますし、お盆には、台風が到来したということで、皆様のところには被害はなかったでしょうか。久しぶりの台風ということで、心配をしておりましたけれども、台風が過ぎてもう少し涼しくなるのかなと思ったら、今日は少し涼しいですけれども、まだまだ暑い日が続いております。その中で、今日も異議申立について審議をしていただくこととなります。慎重な審議をよろしくお願いいたします。

それでは、只今より、令和5年度第5回三重県最低賃金審議会を開催させていただきます。

議事の1番、令和5年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

異議申出についてですが、8月7日の本審にて1時間973円とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重県最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第11条に基づいて、8月7日から8月22日までを公示期間として行いました。

その結果、3件の異議の申出がございました。異議申出があった場合には、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっておりますので、諮問させていただきたいと存じます。

— 局長から会長に「諮問文」を手交する。 —

(会 長)

只今、三重労働局長から諮問を頂戴いたしました。

その諮問文を事務局の方で朗読をお願いいたします。

(指導官)

諮問文の写しはお配りをしております資料1に添付させていただいておりますの

で、ご覧下さい。

— 指導官、諮問文を朗読する。 —

(指導官)

引き続きまして、異議申出の内容は、資料2に写しを付けさせていただいております。異議の内容について、提出日順に読み上げさせていただきます。

— 指導官、3件分、読み上げ —

三重県労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

伊賀名張労働組合総連合議長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

三重一般労働組合（ユニオンみえ）執行委員長様です。

「全文読み上げ」

というものでございます。

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。只今、ご報告ありましたように3件の異議申出が出されたところでございます。これを如何に取り扱うか、という諮問でございます。その他、事務局から何かありますか

(指導官)

資料についてのご案内になります。

資料3をご覧ください。

本年度の全国の地域別最低賃金の答申状況について説明した資料になります。47すべての都道府県で答申がありました。

その内訳は、47円引上げが2県、46円引上げが2県、45円引上げが4県、44円引上げが5県、43円引上げが2県、42円引上げが4県、41円引上げが10都府県、40円引上げが17道府県、39円引上げが1県。目安額超えが、24県。目安額のとおりが、23都道府県となっています。

これらを踏まえてご審議を願います。

(会長)

先般、前回の本審で結審し、現行金額を40円引上げて973円という結論を出させていただいたところでございます。今回の異議申し立てについて労働者側と使用者側からそれぞれご意見を頂戴したいと思っております。

まず、労働側からお伺いいたします。如何でしょうか。

(伊藤委員)

異議申出書3件、それぞれの主張として確認をさせていただきました。

我々としても、今回の最低賃金の審議におきましては、急激な物価高騰、そして将来への不安要素がある中で、労使それぞれの立場で主張し議論を重ねてきました。予定をされておりました専門部会を持ち越して、紛糾いたしました。しっかりと労使が議論を尽くし、そして詰めた金額であると思います。今年度は、これ以上の審議はなしと労働者側として考えているところでございます。

(会長)

ありがとうございました。

では、次に使用者側から。

(中村委員)

使用者側代表としてコメントさせていただきます。労働側代表の方もおっしゃっていただきましたように、先程、3件の異議申出書を読ませていただいて確認もさせていただいたところでございます。

今回は、先程の話にございましたように、専門部会が非常に紛糾をして延長という形で、持ち越しをさせていただいて、例年以上に労使双方で議論をさせていただいたかなという形で思っております。

ということで、8月7日の段階で一応こういうような結果を出させていただいておりますので、今回は、こういう形で進みたいというふうに思っております。

(会長)

ありがとうございました。労使それぞれの代表の方からご意見をいただきました。それぞれのお立場はあるものの、十分に審議を尽くしていただいたということで意見が一致しているものと、判断させていただきました。

この議題におけます異議申し立てにつきまして、当審議会の意見といたしましては、労使の立場を念頭におきつつ十分に審議を尽くしたものという結論が出ております。

そこで、8月7日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

— 異議なしの声あり —

(会長)

異議がないようですので、改めて賛否を取らせていただき、決定させていただきたいと思っております。

それでは、8月7日の改正決定の答申どおりの結論とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成でございますので、8月7日の改正決定の答申のとおり決定させていただきます。

それでは、「令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申としたいと思っておりますので、事務局で答申文（案）の準備をよろしくお願いします。

(指導官)

はい、承知しました。

— 答申文（写）を配布 —

(会 長)

只今答申文を配布していただきました。

それでは、答申文を、事務局の方で朗読してください。

— 指導官、答申を朗読する。 —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

答申文は、このように決定をさせていただきたいと思っております。

それでは、答申をさせていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 — (原本)

(会 長)

只今、本日の諮問に対する答申をさせていただきました。

事務局から他に何かございますでしょうか。

(室 長)

答申をいただき誠にありがとうございました。

ただいまの答申により、令和5年10月1日以降、三重県最低賃金が973円になることが、決定いたしましたので、今後は、周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知の方にご協力いただければ幸いに存じます。

また、次回の本審ですが、10月23日（月）午前10時から三重労働局地下会議室で、特定（産業別）最低賃金額の改正の答申を行うことを主な内容として開催させ

ていただきたいと思います。

後日、改めてご連絡させていただきませんが、日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

(会 長)

本年は、本当に長時間にわたり活発な意見交換をし、ご審議いただきまして答申させていただきました。

また、本日、異議の申し出につきまして、答申のとおりという決定をいただきました。ありがとうございました。

いよいよ10月1日から最低賃金が適用されるということになりますが、使用者側から非常に厳しいご意見をいただいております。ただ、これからも労使一体となって、最低賃金を守りながら、各産業各企業がより発展させていっていただけることを祈念する次第でございます。

また、事務局に置かれましては、周知徹底をよろしくお願いしたいと思います。

その後、特定（産業別）最低賃金の審議が始まります。先程、10月23日のご案内をいただきました。それに向けて皆様にはご審議をいただくことになると思います。引き続きご協力の程をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和5年度第5回三重地方最低賃金審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上